

2022年度 一般社団法人岐阜県社会福祉士会事業報告

<基本方針>

岐阜県における唯一の社会福祉士による職能団体としての社会的使命を自覚し、変化する社会構造に対応しつつ地域の人々の人権を尊重し、さらなる社会的認知を得ていくための諸活動を行った。

- (1) コロナ禍においても、「学びを止めない」ことを軸に、社会福祉士の専門性の向上を図り、会員個々の更なる自己研鑽やそれを支える基盤づくりを強化した。オンラインでの研修や支部、委員会、部会等の活動を展開するとともに、地域に根ざした社会福祉実践の支援として、各支部活動をより魅力的な取り組みとして継続しつつホームページや広報誌を通じて情報発信を行った。
- (2) 実践力のある社会福祉士の職能団体として、共生社会の創造を目指し社会の期待に応えていくため関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進として、岐阜県障害者権利擁護センター、岐阜県障がい者差別解消支援センター、岐阜県高齢者権利擁護センターの事業運営を行った。また、県や市町村などが主催する協議会等に委員の派遣を行った。権利擁護センターばあとなあ岐阜においては、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に対し、委員の派遣等を通じ法福連携の実践を行っている。
- (3) 社会的な孤立や生活困窮の状況などにある人々に着目した対応等のソーシャルワーク実践を重視し、この実践を踏まえ地域生活支援に向けた調査研究や提言活動としては、各活動の中で勉強会を開催するなど、互いの研鑽に努めた。

<重点項目>

(1) 組織率の向上と組織基盤の強化

会員数の増加は課題となっているが、地域の中で顔の見える関係から入会者を迎えることができた。会員数は全体として足踏みの状況であるが、組織強化・運営基盤強化についての検討を数回理事会で行った。コロナ禍にあって感染拡大防止による制限の中、継続可能な研修体系づくりと会員同士のネットワークの維持について検討し実践した。基礎研修においては、オンラインでの実施体制を整え、開催することができた。

支部活動においては、5圏域の支部において研修や交流の場を設けることができた。委員会活動においては、分野ごとの専門性の高い研修や意見交換を行い、医療福祉委員会においては認証研修を開催することができた。部会活動においては、社会福祉士会の活動を支える事業を展開することができた。委員会、部会の活動においては、理事会との関係を強化するために規程を改定し、より運営が強化されより活発な活動が行われるよう進めていく。

(2) 地域に根ざした社会福祉実践の支援

県や市町村等からの要請により各委員の派遣等を積極的に行い、岐阜県および岐阜県社会福祉協議会、各市町村、家庭裁判所等との連携を図った。公的な機関から社会福祉士会へ依頼を受けて社会福祉士としての専門職を送り出すことは、当会としての重要な活動と位置づけるものであることから、公職委員名簿に関する規則を制定し、どのように運用を行っていくか理事会においてワーキンググループを立ち上げた。

また、権利擁護センターばあとなあ岐阜による活動では、地域で暮らす被後見人等に対して支援を展開する中で、地域連携ネットワークの構築を目指すなどソーシャルワークの実践を行っている。より公正で専門性の高い支援が行えるよう自己研鑽に励むとともに、質の高い実践が行われるようスーパービジョン体制が構築されている。さらに、高齢者や障がい者の専門職支援チームを構成し、虐待対応等への会員の派遣を行った。

(3) 関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進

国家資格である社会福祉士を有するソーシャルワーカー団体として、他の県内ソーシャルワー

カ一団体と連携を図り「ソーシャルワーカーデー」のイベントを開催した。中部学院大学の学園祭に合わせて事業部が中心となり、社会福祉士に関する広報、知名度調査を実施した。

権利擁護センターばかりならぬ岐阜においては、岐阜家庭裁判所が主催する意見交換会、岐阜県弁護士会との協議会など定期的に開催し、連携を深めている。

(4) 委託事業の機能充実・強化

「岐阜県障害者権利擁護センター」では、平成24年10月に岐阜県より委託を受け、使用者(雇用主など)による虐待に関する通報または届出や相談等の窓口としての役割も定着してきた。通年、昼夜を問わず電話による相談業務を行なった。「岐阜県障がい者虐待防止等市町村支援チーム派遣事業」では、市町村の依頼に対して岐阜県弁護士会と共に困難な虐待事例の助言、オンラインによる市町村担当職員及び福祉施設管理者等を対象とした虐待防止研修、依頼により出前講座として講師派遣(オンライン含む)などを行ない、社会福祉士としての専門性を發揮した。

「岐阜県障がい者差別解消支援センター」では、平成28年4月に岐阜県より委託を受け、通年電話による相談事業を行なった。また公的機関・団体・福祉施設等の依頼により、対面およびオンラインによる障がい者差別解消の啓発を出前講座で行なった。案件により「障害者権利擁護センター」と一体的に権利擁護を展開した。

「岐阜県高齢者権利擁護センター」では、令和元年6月に岐阜県より委託を受け、高齢者分野の権利擁護についての相談業務を行なうほか、市町村(地域包括支援センター含む)の依頼による高齢者虐待に関する支援として弁護士・社会福祉士等を派遣し支援を行なった。相談支援体制強化の一環としてアドバイザー研修に参加するなど、資質向上に努めた。市町村地域包括支援センター担当職員等研修会では、養護者による虐待対応の実践的な知識の習得と、演習を通じた対応技術力向上を図った。

地域共生社会において、高齢、障害、母子等の法制度を横断した地域ぐるみで支える体制が必要とされており、社会から求められる社会福祉士として専門性は、今後さらに高まることが予想される。自己研鑽と共に、地域への発信力と実践力を持つ組織を育てることが必要である。

(5) 災害時に対する公益的活動の強化

岐阜県の推進する災害派遣福祉チーム「岐阜DWAT」への協力を通じて関係機関との関係強化に努めた。ビギナー研修、ミドル研修、アドバンス研修、演習訓練、情報伝達訓練に会員を参加させるとともに、講師として会員を派遣した。

併せて、東海四県社会福祉士会間において取り交わしている「東海四県社会福祉士会の連携に関する包括的協定書」に基づき、各県において発生した災害時にも互いの安否確認を行い、協力の必要について確認をした。今後に向けて、さらに実践的な知識やネットワークの構築が望まれる。

(※DWATとは「Disaster Welfare Assistance Team(災害派遣福祉チーム)」の略。岐阜県においてDCATより名称変更)

(6) 新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大防止対策

新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大防止について、感染拡大時においては研修や事業、会議をオンラインでの開催を基本とするとともに、収束の時期においては集合での開催をしつつも十分な広さの会場の確保、マスク着用、換気の徹底など、感染予防の基礎を実践し岐阜県の指針に合致した体制での取り組みを行った。

(7) ソーシャルワーカー団体の統合に向けての協議

日本社会福祉士会のソーシャルワーカー団体統合への動向を注視しつつ、東海四県社会福祉士会間で情報交換を行うとともに、県内のソーシャルワーカー団体からそれぞれの全国組織の動向について情報収集を行った。

(8) 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の岐阜県開催検討

日本社会福祉士会において全国大会・社会福祉士学会の動向を確認した。